

第七十四回帝國議會院映畫法案委員會議錄(速記)第七回

(三八七)

第七十四回帝國議會

院

映畫

法

案

委員會

議錄

(速記)

第七回

付託議案

映畫法案(政府提出)

著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案(政府提出)

會議

昭和十四年三月十七日(金曜日)午後三時四十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 星島 二郎君

理事福田 悅夫君

理事小泉 純也君

鶴見 祐輔君

高岡 大輔君

木村 正義君

赤松 克麿君

小林 三郎君

伊藤 五郎君

三木 武夫君

紅露 昭君

出席國務大臣左ノ如シ

内務大臣 侯爵木戸 幸一君

文部大臣 男爵荒木 貞夫君

出席政府委員左ノ如シ

内務政務次官 漢那 憲和君

内務參與官 中井 一夫君

内務書記官 町村 金吾君

内務參與官 野中 重之君

文部省社會教育局長 田中 重之君

内務書記官 生悦住求馬君

内務參與官 野中 重之君

映畫法案(政府提出)

著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案

(政府提出)

○星島委員長 ソレデハ前會ニ引續キ委員會ヲ開キマス、映畫法案ハ質問ヲ終了致シ

マシテ討論ヲスルコトニナツテ居リマスガ、暫ク是ハ其ノ儘ニシテ置キマシテ、併託サ

レタ著作權ニ關スル法律案ノ質疑ニ移リタ

イト思ヒマス——鶴見祐輔君

○鶴見委員 私ハ著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ニ付テ兩三ノ點ニ付、政府ニ御尋ヲ致シテ見タイト思フノアリマス、

此ノ際本案ガ提出サレマシタコトハ、洵ニ時宜ヲ得テ居ルト思フノアリマス、一方ニ於キマシテハ、我國ニ於キマスル著作者ノ保護ト云フコトガ、從來モ十分デナカツ

タト思フノアリマス、著作家ト云フモノハ其ノ性質上、餘リヤカマシク權利ノ主張ヲ致スコトニハ不精ナ者デアリマス、隨テ

ト云フコトヲ私ハ常ニ感じ居ツタ者デアリマス、謂ハバ商賣ヲマダ大福帳デヤツテ

居ルヤウナ狀態デアルノニ、諸外國ニ於テ

ハ既ニ簿記ヲ通り過ギテ、計算器デスルト

云フ位進歩シテ居ルノアリマスカラ、勢

ソレハ國內ニ於テサウ云フ必要ガアルダケ

デナク、國際的ニ其ノ必要ガ、恐クハ數年

ノ中ニ沟ニ熾烈ニナツテ參ルデアラウト思

デアリマス、何トナレバ、從來ハ日本

ノ態度ハ世界各國カラ文化ヲ受入レルト云

フコトデアツテ、或ハ支那、印度、歐羅巴、

亞米利加カラ色々ノモノヲ受取ルコトニ急

デアリマシタケレドモ、是カラ後ハ、恐ク

ハ日本ノ文化ガ世界ニ出テ行ク、吾々ガ與

ヘル位地ニナルト思フノアリマスガ、其

ノ時ニ何ト申シマシテモ一番先ニ出テ参リ

マスモノハ、文藝其ノ他ノ作家ノ作リマシ

タ思想ノ作品デアリマスカラ、隨テ將來ノ

ノ法律ニハ二種類ノ目的ガ豫想セラレルノ

デアリマス、其ノ一種類ハ亞米利加ヤ英吉

利ナドデ淘ニ盛ニナツテ居リマスル文藝代

理人即チ「リテラリー・エトジエント」ト云

フモノデアリマシテ、此ノ種類ノ代理人ハ

作家カラ著作物ノ販賣及ビ料金引上及料

金ノ取立ナドノ依頼ヲ受ケマシテ、之ヲ幹

デ二百萬圓ノ興行權デ收入ヲ得テ居ル、今

日ニ於テハモツト多イノアリマスカラ、

私ハ將來日本ノ作家ヲ保護スル必要ガ起ツ

テ來ルノデアツテ、ソレガ爲ニハ作家自身

デハ出來マゼヌカラ、斯ノ如キ仲介業務ヲ

致ス者ガ出來テ來ルト云フコトハ、時宜ニ

適シタ法制ト思ヒマシテ、本案ノ成立ヲ熱

心ニ希望スル者デアリマス、併シ此ノ法律

ヲ拜見致シマスト、吾々ノ疑問トスル點ガ

兩三アリマス

第一ハ本法律ノ目的ニ付テデアリマス、

ソレハ何デアルカト申シマスルト此ノ種類

ノ法律ニハ二種類ノ目的ガ豫想セラレルノ

デアリマス、其ノ一種類ハ亞米利加ヤ英吉

利ナドデ淘ニ盛ニナツテ居リマスル文藝代

理人即チ「リテラリー・エトジエント」ト云

フモノデアリマシテ、此ノ種類ノ代理人ハ

作家カラ著作物ノ販賣及ビ料金引上及料

金ノ取立ナドノ依頼ヲ受ケマシテ、之ヲ幹

旋致シマシテ、作家ノ爲ニ成ベク高イ印稅

ヲ、成ベク確實ニ出版業者カラ取立テルト

云フ積極的ナ世話ヲ致シテ居ルノアリマ

スガ、之ニ反シテ當局者カラ頂戴致シテ居

リマスル参考資料デアリマスル獨逸「ユ」

ゴースラビヤ」和蘭ノ立法例ヲ拜見致シマスト、作家ノ爲ニ積極的ニ周旋ヲスルコトモアリマセウガ、主トシテ法律ノ目的ハ消極的ニ他カラ來ル所ノ權利ノ侵害カラ著作者ヲ擁護シヨウト云フ目的ノヤウデアリマス、然ルニ本法ヲ拜見致シマスト、凡ソドチラヲ主トシテオイデニナルノデアルカト云フコトガ、私共ニ明瞭ニナリマセヌノデ、此ノ點ヲ先づ御伺シテ置キタイト思フノデアリマス

○生悅住政府委員 只今御尋ノ點ハ、本法案ニ依リマスル仲介機關ハ、著作物ノ利用ニ付テ、積極的ノ行爲ヲ以テ其ノ仲介ヲ爲スモノデアルカドウカト云フ御尋デアツタト思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテハ、成程サウ云フ必要モアラウカトモ存ズルノデアリマスガ、只今御指摘ニナリマシタヤウニ、此ノ法案ハ積極的ニ此ノ仲介ニ付テ働くキ掛ケルト云フコトハ、マダノ其ノ時期デナイト思ツテ居ルノデアリマシテ、取敢ズノ所著作物ノ仲介ヲ致スト云フコトノミニ限局致シテ居ル趣旨デゴザイマス

○鶴見委員 御趣旨ハ諒承致シマシタ、第二ニ御伺致シタイト思ヒマスノハ、著作物ノ範圍デアリマス、一番侵害サレ易イ著作物ハ申上ゲルマデモナク音楽的ナ作品デア

リマスカラ、只今頂戴致シテ居リマス獨逸アリマス、所ガ本法律案ヲ見マスルト、是等三國ト英米トノ折衷案ノヤウニ見エルノデアリマス、ト言フノハ、英米デハ寧ロ音樂等ヨリハ小説或ハ單行本若クハ詩、脚本ナドガ主ノヤウデアリマスガ、本法ニ依リマスト、小説ト脚本ヲ御入レニナツテ居リコトハ、頂戴シテ居ル勅令要綱ニ依ソテ明カデアリマス、所ガ勅令要綱ニ依リマスルト、此ノ中ニ五ツノモノガ舉ゲラレテ居リマス、音樂ニ依ルモノノ外ニ小説ト脚本ガ舉ゲラレテ居リマス、ソコデ私ガ御尋致シタインハ、若シ音樂以外ニ小説、脚本マデ御入レニナルナラバ、何故モウ少シ範圍ヲト同ジヤウナ筋書ヲ持ツテ居ル隨筆、ソレモヤハリ侵害サレル危險ノアルモノデアリマス、又歌ノ譜ハ附イテ居ラナイケレドモ、譜ヲ附ケレバ容易ニ演奏シ得ルヤウナ詩歌ト云フモノヲ御入レニナル御考デアルカ、今日ノ點ヲ御尙致シテ置キタインデアリマス、又歌ノ譜ハ附イテ居ラナイケレドモ、譜ヲ附ケレバ容易ニ演奏シ得ルヤウナ詩歌ト云フモノヲ御入レニナル御考デアルカ、今日ノ程度ニシテ置カウト云フ御考デアルカヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○生悅任政府委員 只今著作物ノ範圍ニ付
テノ御尋デアリマシタガ、此ノ法案ニ依リ
マシテ、仲介機關ガ取扱フコトヲ豫想致シ
テ居リマスル著作物ノ範圍ニ付キマシテハ、
只今御述ニナリマシタ五種類ノモノニ致シ
タイト云フ大體ノ考デ居リマスノデアリマ
ス、左様ニ考ヘマシタノハ、從來ノ實際ニ
微シマシテ、主トシテ屢々利用サレル機會ガ
アル著作物デアリマス、尙ホ其ノ利用ノ方
法ガ多岐ニ亘ルモノ、而シテ、其ノ爲ニ屢々
著作權侵害ノ事實ガ起り易イト云フヤウナ
モノヲ大體考ヘマシテ、左様ニ致サウト云
フコトヲ只今ノ所デハ考ヘテ居ル次第デア
リマス、取敢ズ左様ニ致シテ參リマシテ、
只今御述ニナリマシタヤウナモノニ付キマ
シテハ、更ニ將來ニ於キマシテ適當ニ考慮
スルコトニ致シタラ如何カト思ツテ居リマ
ス

組合及び團體ト明記シテアリマス、又各部
門ニ付キマシテ一組合ニ限ツテ之ヲ認メル、
バ、斯様ニ限局スル方ガ作家ヲ保護スルノ
ニハ適切ナノデハナイカト思フノデアリマ
スガ、本法律案ヲ立案サレタ當局ニ於カレ
マシテハ、個人ノ御積リデアリマスカ、或ハ
將來團體ヲ豫想セラレテ居ルモノデアリマ
スカヲ御伺致シテ置キタイノデアリマス
○生挽佐政府委員 仲介機關ハ個人デアル
カ或ハ團體デアルカ、法文ニ依ツテソレガド
個人ノモノニモ許サレルヤウニ見エルガド
ウカ、斯ウ云フ御尋デアリマスガ、成程法
文ノ文句カラ見マスルト個人ニモ許シ得ル
ヤウニ見エルノデアリマスルガ、只今御述
ニナリシタ外國立法例ノ精神等モ吾々ノ方
デハ十分參酌ヲ致シテ居リマスノデ、實際
此ノ法律ヲ運用スル場合ニ於キマシテハ、
團體ニ對シテ之ヲ許シテ參リタイト云フコ
トヲ大體豫想シテ居ル次第ゴザイマス
○鶴見委員 第四ニ、御伺致シタイ點ハ、
本法ノ第三條ノ中ニアリマスル著作権審査會ト云
會ノ點デアリマス、只今著作権審査會上
テ居ルカヲ御伺致シタイ、又先程申上ダマス

シタヤウニ、將來日本ノ作家ノ作品ガ國際性ヲ持ツテ、或ハ支那滿洲、更ニ歐米各國ニ出ル機會が多クナルト存ジマスルカラ此ノ著作権審査會ノ中ニハ左様ナ國際的必要ニ應ズルヤウナ人々ガ今御入りニナツテ居リマスカドウカ、御入りニナツテ居ラナケレバ、將來御入りナルコトガ必要ト思ヒマスガ、如何ナ御考デアルカ、伺ツテ置キタイノデアリマス。

○生悅住政府委員 著作権審査會ニ付テノ御尋デアリマスガ、此ノ著作権審査會ハ既

ニ官制ニ基キマシテ設置ヲ見テ居リマスル

既成ノ審査會ヲ此ノ仲介業務ニ關スル諸問

機關トシテ活用シテ參リタイ積リデ居ルノ

デアリマス、現在ノ著作権審査會ノ構成ハ、

關係各省高等官及ビ學識經驗アル者ノ中ヨ

リ其ノ委員ガ任命サレテ居リマシテ、二十

五人以内ヲ以テ之ヲ組織スルコトニナツテ

居ルノデアリマス、學識經驗者ト致シマシ

テハ、大體著作物ノ著作者側ニ立ツ人、及

ビ著作物ノ利用者側ニ立ツ人々等ヲ網羅シ

テ居リマシテ、其ノ點ニ於キマシテハ、大

體遺憾ハナイト思ツテ居ルノデアリマスル

テ若シ只今御述ニナリマシタ際ニハ、適當

於キマシテ必要ヲ感ジマシタ際ニハ、適當

シタヤウニ、將來日本ノ作家ノ作品ガ國際性ヲ持ツテ、或ハ支那滿洲、更ニ歐米各國ニ出ル機會が多クナルト存ジマスルカラ此ノ著作権審査會ノ中ニハ左様ナ國際的必要ニ應ズルヤウナ人々ガ今御入りニナツテ居リマスカドウカ、御入りニナツテ居ラナケレバ、將來御入りナルコトガ必要ト思ヒマスガ、如何ナ御考デアルカ、伺ツテ置キタイノデアリマス。

○鶴見委員 私ノ質問ハソレデ大體終了致

シマシタ

午後四時四分休憩

午後四時三十七分開議

○星島委員長 ソレデハ暫時休憩致シマス

シマシタ

午後四時四分休憩

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時四分休憩

○星島委員長 ソレデハ暫時休憩致シマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ考慮致シタイト存ジテ居リマス

シマシタ

午後四時三十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス

ス、映畫法案ノ討論ニ移リタイト思ヒマス、

討論ハ順序ニ依リマシテ、委員長ヨリ指名

ヲ致シタイト思ヒマス——福田君

○福田委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表シ、且

ツ各派一致ノ協議ニナル左ノ附帶決議ヲ附

シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

附帶決議

一政府ハ映畫ノ教育、宣傳、娛樂、報道、

產業等ニ及ボス重要性ニ鑑ミ速ニ積極

的映畫國策ヲ樹立スベシ

二政府ハ速ニ映畫ニ關スル行政機構ヲ

統合刷新シテ其ノ強化ヲ圖ルト共ニ、

國立映畫研究機關ヲ設置スベシ

三政府ハ輸出入映畫ニ付キ關係各省ノ間

ニ緊密ナル聯絡ヲ圖リ、適切ナル一元

的檢閱ヲ爲スベシ

四政府ハ映畫ノ輸出獎勵ノ方策ヲ講ズル

ト共ニ、輸入映畫ニ付キ關係各省統一

アル方策ヲ講ズベシ

ニ我國ノ正シイ眞ノ姿ト主張トヲ認識セシ
ムル爲ニハ、海外ヘノ輸出映畫ノ檢閱ニハ
制度トシテ外務省等ノ干與ヲ是非トモ必要
トスルモノデアリマス

次ニ都市偏重ノ文化ヲ是正シ、文化的ニ
惠マレナイ農村ノ人々ノ爲メ、映畫ノ農村ヘ
ノ徹底の普及ヲ要望セザルヲ得ナインデア
リマス、今日映畫ニ接スル者ノ中約七割ハ
都會ノ人デアリ、全國一万一千餘ノ市町村
ノ中ニ映畫館ヲ有スル市町村ハ僅カ六百四
十餘、他ノ一万有餘ノ市町村ハ映畫館ヲ有
シナインデアリマシテ、其ノ割合ハ正ニ九割
四分五厘ニ當ルノデアリマス、良印映畫ノ
農村ヘノ普及ハ獨リ農村ノ爲ノミナラズ、
我國文化ノ堅實ナル發達ノ爲メ其ノ必要ヲ
切實ニ痛感スル者デアリマス、其ノ他映畫
ノ製作ニ、配給ニ、又ハ上映ニ、或ハ產業
トシテノ映畫等ニ付テ論ズベキ幾多ノ點ガ
アルノデアリマスガ、此際ソレ等ハ省略シ
マシテ、他ノ同僚諸君ニ譲リマスガ、政府
ハ先ニ朗讀致シマシタ附帶決議ノ趣旨ニ深
ク鑑ミラレントコトヲ特ニ要望致シマシテ、

帶決議ヲ附シテ本案ニ贊成スル者デアリマス、本案ハ我國映畫事業ヲ消極的ニ現狀ノ儘ニ立法化シタダケデアリマシテ、少シモ積極的ノ映畫國策ニハ觸レテ居ナイノデアリマス、併シナガラ私ハヨリ徹底のノ映畫國策ノ樹立ヘノ一步ヲ踏出シタモノトシテ、本案ヲ提案致シマシタ政府當局ニ對シテ、委員會ニ於ケル當局ト委員トノ質問應答ヨリ致シマシテ、各委員諸君が映畫國策樹立ノ急務ヲ熱心ニ説イテ居ルニ拘ラズ、政府當局ノ歎意未だ足ラザルノ遺憾ニ思フ次第デアリマス、目下ノ如キ内外重大時局ニ際シマシテハ、國內的ニ國際的ニ有效適切ナル宣傳ヲ必要トルコトハ申スマデモナイノデアリマス、隨テ其ノ最モ效果のノ宣傳方法トシテハ、何ト云ツテモ映畫以上ノモノハナイノデアリマスガ、現ニ政府モ各省ヲシテ巨費ヲ投ジテ指導宣傳ノ映畫ヲ作ラシメテ居ルノデアリマスガ、各省割據ノ弊ハ、同ジ政府ノ宣傳デアリナガラ、類似、重複、無味乾燥、所謂官廳映畫ノ譏ヲ免レナイ狀態デアリマス、仍テ之ヲ統一ト連絡ヲ與合シテ之ヲ一省ニ收メテ、內文化ノ向上ヲテ、加フルニ他ノ各種宣傳機關ヲモ總括統理リ、產業ノ振興ニ資スルト共ニ國論ノ統

一ヲ圖リ、外誤レル諸外國ノ認識ヲ是正ス
ベキデアルト思フノデアリマス、宣傳省ガ
豫算其ノ他ノ關係上出來ナイト致シマシテ
モ、少クモ各委員ノ一致シテ要望シテ居リ
マスル内閣直屬ノ映畫局位ハ至急ニ設置シ
テ然ルベキモノト思フノデアリマス
其ノ次ニ只今福田委員モ申シマシタ通り、
良イ映畫ハ進歩シタ技術ト科學トカラ生レ
ルノデアリマシテ、今日是等ノ技術者ヲ養
成スベキ權威アル機關モナケレバ、科學的
施設ノ見ルベキ何モノモナインデアリマス、
仍テ私ハ茲ニ俳優及ビ技術者ノ養成ニ對シ
テ國立映畫學校、文化映畫ノ製作指導ニ關
シテハ文化映畫製作研究所ノ設置ガ必要ト
思フノデアリマス、只今附帶決議ニアリマ
ス通り、少クモ國立映畫研究機關ノ設置ヲ
一日モ早く實現スルヤウニ要望シテ止マナ
イ者デアリマス
次ニ輸出映畫ニ付キマシテハ、日本映畫
ノ向上ト文化政策ノ見地カラ當然是ハ保護
獎勵スベキモノト思ヒマス、附帶決議ニモ
アリマス通り、特ニ政府ノ慎重ナル善處ヲ
要望シテ已マナイ者デアリマス
最後ニ私ハ映畫事業本來ノ性質カラ致シ
マシテ、公益性ヲ有スルモノデアリ、且ツ
其ノ公益性ガ年ト共ニ重要サヲ増シテ參ル

ノデアリマシテ、之ヲ現在ノ如ク自由主義的ニ利潤追求ノ事業トシテ放置スルコトハ如何カト思フノデアリマス、仍テ政府ハ將來映畫事業法ノ制定等ニ付テ、眞ニ考慮ヲ拂ツテ戴キタイト思フノデアリマス
以上私ノ意見ヲ申上ゲテ此ノ附帶決議ニ對シ、政府ノ慎重ナル善處ヲ要望シテ、本案ニ贊成スルモノデアリマス
○星島委員長 赤松君
○赤松委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表シマシテ、附帶決議ヲ包含シタル本案ニ贊意ヲ表スルモノデアリマス、此ノ法案ガ我國ノ文化立法トシテ劃期的ノ意義ヲ有スルコトハ申スマデモアリマセヌ、此ノ法律ガ、今後ノ映畫事業ノ爲ニ、其ノ取締ト云フ意味ヨリモ、寧ロ日本ノ文化ヲ向上スルト云フ積極的ナル意味ニ於テ、十分活用スルヤウ御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、此ノ見地カラ致シマシテ、例ヘバ登録制度ニ於キマシテモ、登録ト言ヘバ、如何ニモソレニ依ツテ俳優其ノ他ノ從業員ガ取締ヲ受ケルヤウナ印象ヲ與ヘルノデアリマス、勿論一方ニ於テハ取締ノ意味モアリマスケレモ、他方ニ於テハ今マデノ社會的不遇ノ位置ニアツタ映畫從業員ヲ保護シ、社會的地位ヲ與ヘル、サウシテ業ニ安ンジテ、良

イ立派ナ映畫ヲ作ラセルヤウナ、積極的ナ保護制度ノ意味ニ活用シテ貴フ方ガ妥當デアルト思ヒマス、ソレデ保護制度トシテノ登録制度ヲ通ジテ、今マデ非常ニ生活程度ノ低イ從業員ニ對シテ、最低賃銀制ヲ施行スルトカ、或ハ退職資金ヲ支給スルトカ、其ノ他今マデ映畫從業員ノ受ケタル様々ノ不合理ナル制度ヲ、寧ロ登録制度ヲ通ジテ改善スル、登録ヲ受ケタ者ハ、文化的戰士トシテノ新シイ位置ヲ與ヘラレルト共ニ、安ンジテ立派ナ映畫ヲ作ルヤウニ、

登録制度ノ社會的意義ヲ十分發揮シテ貴ヒタイト思フノアリマス、サウ云フ見地カラスルナラバ、登録制度ノ範圍モ成ベク擴大シテ、狹義ニ解釋セズ、廣義ニ解釋シテ戴ク、サウシテ今マデノ映畫從業員、例へば俳優等ニ於ケル格段ノ差別ナドモ漸次ニ是正スルヤウニシテ貴ヒタイト思フノデアリマス、又此ノ登録ハ今後大日本映畫協會ニ於テ行ハレルサウデアリマスガ、之ニ成ベク大日本映畫協會内ノ技能委員會ガ十分發言權ヲ持ツヤウニシテ貴ヒタイ、從來ノ企業家達ノ會デハ、今マデノ商業主義的ナ弊害ガ登録ニ關シテ反映スル虞モアリマスカラ、純然タル技能委員會ノ發言ヲ、十

如キ氣持ハ持タナイデアリマセウ、ケレド
モ現實ニ製作所内ニ於テ製作ニ從事スルニ
際シマシテハ、甚シキハ三十數時間連續的
撮影ヲスル場合モアリ、モツト甚シキハ百
時間ニ亘リマシテ、連續撮影ヲサセラレタ
例モアルノデアリマス、此ノ間ノ食事時間
ノ不規則デアルコト、睡眠休養時間ノ不規
則デアルコト等ガ禍ヲシ、又製作所内ニ於
ケル種々ノ健康保持設備ノ缺陷不足ニ依リ
マシテ、全映畫從業員ノ中ニハ、或ハ肺結
核ヲ病ミ、或ハ過勞ニ依ル負傷等ノ事件ガ
屢々起ツテ居ルノデアリマス、是ガ工場勞働
者並ノ福利規定サヘモ施行サレナイコトハ
洵ニ氣ノ毒デアリマシテ、左様ナ待遇デア
リマスル限リニ於テハ、偉大ナル藝術家ノ
輩出ト云フコトハ困難デハナカラウカト云
フコトヲ惧レマス、隨テ本法實施ニ當リマ
シテ、本法案ニハ其ノ規定ハ諷ツテハアリ
マセヌケレドモ、例ヘバ命令條項ノ中ニ於
キマシテ、或ハ各種ノ取締規定ヲ運用スル
ニ際シマシテ、工場法ノ中ニ勞働者福利規
定ガゴザイマスカラ、此ノ精神ヲ活カスヤ
ウニ、溫イ氣持ヲ持チマシテ、製作ニ從事
スル人達ノ待遇ニ對シテ一般ノ御考慮ヲ希
望スル次第デアリマス、尙ホ獨リ製作所内
ニ於ケル映畫從業員ノミナラズ、全國ニ在

リマスル映畫常設館内ニ働イテ居リマスル人達、是等モ工場法ノ適用モナイ、隨テ又退職手當ノ適用モナク、健康保險法ノ適用モナイノデアリマスガ、長時間屋内ノ仕事ニ從事シナケレバナラヌ爲ニ、種々ナル健 康上ノ問題モ惹起シ勝チデゴザイマスカラ、此ノ點ニ付キマシテモ將來一層ノ保護的取締ヲ御厲行下サルヤウニ私ハ希望スルノデアリマス

更ニ深夜業廢止ノ問題ガ命令條項トシテ出テ來ルト思フノデアリマスガ、是モ、十六歳以下竝ニ婦女子ノ深夜業禁止ノミナラズ、五十歳以上ノ老俳優ニ對シマシテモ、同ジク健康ノ見地カラヤハリ深夜業ノ禁止ヲスペキモノデアルト吾々ハ考ヘル者デアリマス、尙ホ所轄署長ノ例外認定事項ヲモ何レハ命令條項ニ誦ハレルト思ヒマスルガ、成ベク之ヲ縮小致シマシテ、明文化シマシテ、濫リニ深夜業ヲ續ケラレナイヤウニシテ貰ヒタイ、特ニ事業家ニ於キマシテハ、忙シイ時ニハ例外ヲ認メテ吳レトカ云フヤウナコトヲ言フニ違ヒアリマセヌガ、忙シイ時ニ例外ヲ認メルト云フヤウナコトルノデアリマスルカラ、深夜業ハ絶対ニ禁ハ、忙シイ時ニハ例外ヲ認メテ吳レトカ云フヤウナコトヲ云フ建前デ今後出シマスル命令モニナリマスルト、全然例外ガ本法同様ニナ

制定シテ戴キタイト考ヘルノデアリマスガ、
次ノ問題ハ外國映畫ノ問題デアリマスガ、
輸出振興ニ付キマシテ特ニ附帶決議モ第
四項ニ謳ツテアルノデアリマス、併シナガ
ラ是ハ俄ニ日本映畫ヲ直チニ輸出セイト由
シマシテモ、商品デアリマスカラ、先方ノ
諸外國ノ觀客ノ觀賞慾ヲ唆ルガ如キ優秀ナ
ル映畫ヲ作ラヌ限りハ、到底直チニ輸出セ
ル獎勵ト云フコトモ不可能デゴザイマセウ、是
ハ一面ニ於テ、映畫法ノ運用ニ依ツテ優秀
ナル映畫ヲ作ルト云フコトヲ努力スルト共
ニ——諸外國ニ於キマシテモ、例ヘバ割當制
度ト云フモノガアリマシテ、一例ヲ取りマス
ト、或ル時期ノ獨逸ハ、亞米利加ノ映畫ヲ七
本輸入スル時ニハ、亞米利加モ必ズ一本ハ獨
逸ノモノヲ買ハネバナラヌト云フコトヲナ
ツテ居ツタサウデアリマス、日本ニ於キマ
シテモ、外國カラ入りマスル八十本ノ映畫
ト同數ノ映畫ヲ外國ニ出スト云フコトハ實
際ニハ不可能デゴザイマセウ、併シ漸次内
容ガ良クナルニ從ヒマシテ、少クトモ外國
映畫ノ輸入ノ十本ニ對シテ日本映畫ノ一本
テ漸次内容ガ良クナルニ從ツテ、或ハ二對
一一或ハ對ニスルト云フ位ノ方法ヲ以テ指
導サレマスレバ、日本映畫モ質的向上ガ
位ハソレ等ノ外國ニ買取ラシメル、サウシ

分出來ルト考ヘルノデアリマス、是等モ映畫行政當局ニ於キマシテ十分善處セラレタ
イト云フコトヲ希望致シマス、次ハ附帶決議ノ第五ノ後半デゴザイマシテ、即チ兒童内デ映畫ヲ見マス人々ハ、成程子供ヲ家ノ子守ニ預ケテ來ラレルデゴザイマセウ、併シナガラ同ジ東京デアリマンテモ、例ヘバ南千住方面、其ノ他ノ場末ニ居住シテ居リマスル中產階級以下ノ人々、特ニ子守デアルトカ、女中デアルトカ、内儀サント云フモノハ、僅ノ時間ヲ割イテ子供ヲ背中ニオシブシナガラ映畫ヲ見テ居ルノデアリマス、ソレガ十四歳以下ハ一律ニ入場ヲ禁止スルト云フコトニナリマスト、僅ノ娛樂機關デアリマス是ノ中產階級以下ニ取ツテノ映畫觀賞時間ト云フモノガ全然奪ハレルコトニナリマシテ、是ハ實際上非常ニ大キナ問題デアリマス、特ニ大都會ニ於ケル場末ノミナラズ、全國ノ小都市及ビ町村ニ於キマシテ、映畫ヲ見マス婦女子ノ實情ヲ見マスト、子供ヲ自宅ニ殘シテ來ルト云フヤウナコトハ到底出來ナイノデアリマスカラ、願クバ此ノ決議ノ趣旨ヲ十分ニ御理解下サイマシテ、適當ニ社會ノ實情ニ即應シタル緩

和策ヲ御考慮ヲ願ヒタイ、例ヘバ、諸外國ノ例ヲ見マシテモ、兒童ノ入場禁止ヲシテ居ル國ニ於キマシテモ、兩親若クハ信頼アト云フ規定サヘアルノデアリマスカラ、兒童ノ影響ト云フコトノ外ニ、兒童ヲ伴ハザレバ映畫サヘモ見得ナイヤウナ人々ニ取りマシテ、適當ナル一ツノ緩和ノ途ヲ社會ノ實情ニ副フヤウニ御考慮願ヒタイト云フ點ガ第五ノ附帶決議デアリ、之ヲ私ハ希望スル次第デゴザイマス

次ハ映畫委員會ノ運用ニ關シマシテ第六ノ決議ニ現ハレテ居ル意味デゴザイマス、即チ映畫委員會ノ構成ニ當リマシテ私共ノ最モ心配致シマスルコトハ、單ニ取締若クハ教育ノ當局ダケガ中心トナツテ映畫委員會ヲ運用サレルニ於キマシテハ、積極的ノ映畫國策ニ順應スルニハ不安ヲ持タザルヲ得ナイノデアリマシテ、映畫委員會ノ構成ニ當リマシテ、相當數ノ一般ノ觀客代表トシテノ學識經驗アル者ヲ參加セシメルノミナラズ、或ハ文藝家、或ハ新聞雜誌關係者、或ハ技術者等カラ適當ナ數ノ代表ヲソレゾレノ機關、組織ヲ通ジテ此ノ映畫委員會マスル所ノ監督、「カメラマン」併優、其ノ他ノ技術者等カラ適當ナ數ノ代表ヲソレ

ニ反映セシメマシテ、以テ最モ親切ニシテ
常識アル映畫監督機關タラシメンコトヲ希望スル次第デゴザイマス、尙ホ既ニ存在シテ居リマスル大日本映畫協會ニ付キマシテ、先般私モ質問申上ガタノデアリマスルガ、豫算ノ關係其ノ他ニ依リマシテ十分ノ活動ノ出來ナイト云フ御答辯ヲ得タノデアリマスルガ、本法ガ發動シマスルヤウニナリマスレバ、大日本映畫協會トシテハ相當重要ナル役割ヲシナケレバナラヌコトニナルノデゴザイマスカラ、是亦大改組ヲ致シマシテ、映畫委員會ニ於ケル民意ノ尊重ト同様ニ、映畫協會ニ於テモ、廣ク映畫愛好者ナリ、映畫現業員關係ナリ、斯様ナル衆智ヲ集メマシテ、映畫行政監督ニ當リマシテ萬遺漏ナキヲ期シテ戴キタイト云フコトヲ希望スルノデアリマス、以上ノ希望ヲ附シマシテ本法案ニ賛成スル次第デアリマス
○三木委員 私ハ第二控室ヲ代表致シマシテ各派共同提案ニ成ル附帶決議ニ賛成ヲ致シマスト共ニ、本映畫法ニ對スル賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス、同時ニ政府ニ向ツテ聊カ希望意見ヲ申述べテ置キタイト存ジマス、本映畫法ハ其ノ第一條ニ於テ明記サレタル如ク日本映畫ノ質的向上ヲ促スト云フコトガ本法案ノ一大目標ニ相成ツテ居ル

ヤウデアリマスガ、若シ然リトセバ日本ノ
映畫ガ何故ニ質的ニ向上シナイノカト云フ
核心ニ向ツテ「メズ」ヲ揮ハナケレバナラヌト
思フノデアリマス、日本映畫事業ノ發展ヲ
阻害シテ居ルモノハ資本ト技術ト俳優ノ問
題デアルト私ハ存ジテ居リマス、資本ニ付
テハ資本ノ投下ト資本ノ回収ノ二ツノ側面
ヲ持ツテ居ルト思フノデアリマス、投下ノ問
題ニ付キマシテハ現在マデノ映畫事業ハ一
ツノ水物事業トシテ映畫金融ニ對シテハ殆
ド低資ノ融通ヲ缺イテ居ツタ、隨テ甚シキ
ニ至ツテハ日歩五十錢モノ高利ヲ借リテ映
畫事業ノ金融ニ充テ、ソレデ映畫事業者ハ
良心的ナ映畫ヲ出ス前ニ手取り早ク金ノ取
レル映畫ヲ作ルヤウニナルノデアル、近代
「コンマーシャリズム」ノ弊害ヲ最モ露骨ニ
現ハシテ、心中事件ガアレバ直グニ映畫化
サレテ「天國ニ結ブ戀」トナリ、又「センセイ
ショナル」ナ犯罪ガアレバソレガ直チニ題材
ニナル、斯ウ云フ狀態デハ日本ノ映畫事業
ノ健全ナル發達ガ阻碍サルルハ當然ダト思
フ、之ニ對シテ低利資金ヲ融通致シマスト
カ、モツト積極的ニ申セバ、岩瀬君、赤松
君ノ御指摘ニナツタヤウニ、映畫ノ公共事
業性ト云フ見地ニ立ツテ、少クトモ國家ガ
映畫事業資本ニ對シテハ其ノ半額位ノ投資

ヲシテ單ナル利潤追求ノ企業カラ解放スルト共ニ、更ニ進ンデ一大國策會社ノ設立ニ向ツテ映畫事業ヲ統制指導サレルコトガ必要ダト存ジマス、更ニ資本ノ回収ト云フ點カラ申シマスト日本映畫ハ市場ガ狭イカラ多額ナ資本ヲ掛ケテハ回収出來ナイ、自然非常ニ粗製濫造ニナツテ來ル、斯ウ云フ現狀デハドウシテ日本ノ映畫ガ質的ニ向上シテ海外ニ輸出サレルコトガ望マレヨウ、此ノ爲ニハモツト外務省モ商工省モ協力致シマシテ、海外ニ日本映畫フ市場ヲ獲得シテ、歐米ハ第二ト致シマシテモ、少クトモ滿洲、支那ニ於テハ日本映畫ガ世界列強ノ映畫ト競争シテ其ノ優秀性ヲ確立スルヤウニセナケレバナラヌト私ハ思フ、サウシナケレバ日本ノ映畫ニハ一本ニ五万圓以上ノ製作費ヲ使フコトハ出來ナイ、世界ノ例ヲ見マンテモ、少クトモ五十万圓、百万圓ノ金ヲ使ツテ映畫ヲ作ツテ居ルノニ、五万圓位ノ僅ナ製作費デ粗製濫造ノ映畫ヲ作リマシテモ輸出ニ依ル市場價値ハモタヌト思フ、政府ハ我國映畫ノ向上ヲ圖ル爲ニモ更ニ國際的文化宣傳ノ爲ニモ輸出映畫ノ獎勵ニ對シテ徹底シタ保護助成ガ必要ダト考ヘマス、次ニ技術ノ點ニ付キマシテハ、映畫ハ最モ進歩シタ近代技術ノ綜合的所産デ

アルニ拘ラズ、技術、技術者ニ對スル何等ノ研究、養成機關ガ無ク徒弟制度ニ依ツテ技術者ガ養成サレテ居ル、是デハ日本ノ映畫技術ガ進歩シ發達スル理由ハナインデアリマス、之ニ對シ何カ映畫技術者ヲ養成スル綜合的ナ機關ノ必要ナコトハ論ヲ俟チマセヌ、又俳優ニ致シマシテモ、日本ノ俳優ハ私ハ出鱈目ダト思ツテ居ル、今日ノ「ダンサー」ガ明日ハ「スター」ニナツテ居ル、斯ウ云フ狀態デハ偶々才能ノアル人ガ發見出来ルカモ知レマセヌケレドモ、偶然ト云フモノハ常ニ期待スルコトガ出來ナイ以上此ノ俳優ニ對スル出鱈目ナ選擇方法ガ映畫ニ影響致シマシテ、文化戰線ノ戰士タルノ誇リヲ持シ表現サレルデアラウ事ハ論ヲ待タナイ、又俳優ニ對シテ今回ノ如ク登錄制度ヲ實施タス爲ニハ、ドウシテモ俳優ニ對シテ一ツノ國立俳優學校ノ如キ完備シタ養成機關ヲ必要ト致シマス、俳優ニナル過程ガ今日ノ如キ狀態デアリマシテハ登錄制度ヲ採用シタダケデ、彼等ノ質的向上ハ望メナイト思フ、同時ニ彼等ノ生活問題ニ對スル考慮モ必要保障出來ナイヤウナ映畫會社ハ政府ガ許可ヲ取消シテ宜イト思フ、サウ云フ會社デ立派ナ映畫ヲ作ルコトノ出來ナイコトハ明白デ

アリマス、政府ノ深キ御考慮ヲ煩ハシテ置キ
タイ、且又唯一ノ積極的規定デアル選獎規定
モ、單ニ名譽ヲ表彰スル文部大臣賞ト云フヤ
ウナモノデナクシテ、「コンクール」ノ如キ
モノヲ認ヌ、少クトモ製作費ノ全額、ソレ
ガ出來ナケレバ半額位ハ政府ガ賞金トシテ
出シ映畫ノ質的向上ヲ圖ル大キナ刺戟ニセナ
ケレバナラヌト思フ、次ニ政府ハ國民文化
ノ進展ニ資スル爲映畫ノ質的向上ヲ圖ルト
云フコトヲ第一條ニ於テ言ハレテ居ルノデ
アリマス、荒木文部大臣ハ國民文化ト云フ
モノヲ定義ナサレマシテ、國民ノ物心兩道
ニ瓦ル生活態様デアルト云フヤウニ御説明
ニナツテ居ルノデアリマスガ、私ヲシテ言
ハシムレバ文化ト云フモノヲモツト精神的
ナ、モツト價値的ナモノニ解シタイノデア
リマス、兎モ角モ文化ノ進展ノ爲ニ映畫ヲ
統制ナサルト言フノデアリマスカラ、此
ノ委員會ヲ通ジテ政府ノ文化政策ト云フモ
ノカ、何處ヲ目標トシテ行クノカト云フコ
トニ付テ御説明ガナカツタコトハ遺憾ニ春
ジマス、此ノ映畫法ニ依リ事前檢閱トカ、
或ハ又映畫ノ種類、數量ノ制限ガ出來ルノ
デアリマスカラ、内務大臣ハ宜シク此ノ法

ノ運用宜シキヲ得テ、非文化的ナ、或ハ「コ
ンマーシャリズム」ニ墮シタ卑俗ノ映畫ノ
製作ニ對シテハ、之ヲ抑壓シナケレバナラ
ヌト思フ、「グレシャム」ノ法則ガ映畫ニ於
テモ適用サレルノデアリマスカラ、モツト
ト文化的ナ良キ映畫ノ出現ヲ助成シ惡質ナ
映畫ノ横行ヲ抑制スル爲ニ、第九條、第十一
八條ノ條項ノ御活用アランコトヲ強ク要望
致シテ置キマス、更ニ此ノ委員會ノ法案審
議ヲ通ジテ見マシテモ、一ツノ條項ヲ見テ、
是ハ内務大臣ニ問フベキカ、是ハ文部大臣
ニ問フベキカ、是ハ厚生大臣ニ問フベキカ
ト我々自身ガ迷ハナケレバナラヌ、斯ウ云
フコトデハ映畫ヲ國策的ニ利用スルコトハ
出來ナイト私ハ思フ、少クトモ斯ノ如キ各
省バラ／＼映畫當局ヲ統合シテ、宣傳省ノ
設置、若クハ内閣情報部ノ如キ、内閣直屬
ノ映畫宣傳部ト云フヤウナモノヲ設ケナケ
レバ、折角斯ウ云フ文化法ヲ御出シニナリナ
ダ不徹底ト言ハザルヲ得ナイ、近キ將來ニ
ガラ映畫及ビ宣傳ニ對スル政府ノ認識ハ甚
於テ映畫當局ヲ統一獨立セシメラレンコト
ヲ強ク要望致シマス、更ニ本映畫法ヲ通ジ
テ映畫ノ利用ト云フコトガ考ヘラレルノデ
アリマス、本委員會ニ於テモ農村ニ劇場ノ

建設ト云フコトガ盛ニ論議サレテ居リマシタガ、私ハ一般農村ノ大衆ガ映畫觀覽ノ機會ニ惠マレナイト云フコトハ、劇場ガ無イト云フヨリモ「フィルム」ヲ配給ガナイカラダト言ヒタイ、文部省ノ援助ニ依ル映畫中央會ト云フモノガ出來テ居マスガ、一年ニ二本位シカ「フィルム」ヲ配給シテ居ナイ、劇場ガ無クテモ小學校ヲ利用スレバ地方民ハ映畫ヲ觀ルコトガ出來ル、「フィルム」サヘ無料或ハ極ク安價ニ配給致サレルナラバ、必ずシモ農村ニ急ニ劇場ヲ造ル必要モナイノデアリマス、農村ノ人達ハ實際映畫ヲ觀ル機會ニ惠マレナイ、ソレデ偶々映畫會ノ如キヲ催シマスレバ何里モ先カラ出テ來ルト云フヤウナ狀態デアリマス、文化ト云フモノヲ都會中心ニ考へテハイケナイ、農村ノ人達ニモ均シク近代文化ノ恩惠ニ浴サシメネバナラヌ、其ノ爲ニハ文部省ハ少クトモ映畫局ト云フ如キ一局ヲ設ケラレマシテ、農村ノ公共團體ニ或ハ學校ニ無料デ「フィルム」ヲ配給スル位ナ積極的ノ政策ヲ御執リニナルノデナケレバ映畫國策ハ申セナイト私ハ思フ、兎ニ角映畫ハ一ツノ商品デアルト同思ニ一ツノ藝術品デアリマスルガ故ニ、單ニ取締ヤ處罰ニ墮シテハイケナイ、ソレガ爲ニハ映畫委員會ノ構成ト云フモノヲ慎重

ニ御者慮相成ツテ廣ク映畫ニ理解アル人々
ヲ網羅シテ其ノ運用宜シキヲ得テ戴キタイ
ト存ジマス、結論トシテ日本ノ映畫ガ既ニ質
的ニ十分向上シテ居リマスナレバ私ハ本案
デ結構デアルト存ジ、満足ノ意ヲ表スルノ
デアリマスガ、日本映畫ハマダノ政府ノ
保護助成ヲ必要トスル、日本映畫ハ未ダ國際
的ナ映畫ノ「レベル」ニハ遙ニ遠イノデアリ
マス、然ルニ此ノ映畫法ハ非常ニ消極的ナモ
ノデ取締ト罰則ガ大部分占メテ居ル、私ハ
洵ニ遺憾ニ存ズルノデアリマスガ、サリト
テ今日マデ映畫ニ對スル何等ノ保護、統制
法ガナカツタノデアリマシテ、初メテ斯ウ
云フモノガ生レタ云フ所ニ一つノ意義ヲ
見出シテ本法案ニ賛成ハ致シマスガ、政府
ハ私ノミナラズ他ノ希望ヲ述ベラレタ議員
ノ言論ニ傾聽サレマシテ、本法ノ運用ヲ誤
ラズ、更ニ本法ヲ活用シテ映畫ヲ通ズル國
民文化ノ進展ニ寄與サレンコトヲ望ミマス
○星島委員長 是ニテ討論ハ終結致シマシ
タ、採決前ニ先程福田君ヨリ朗讀サレマシ
タ各派一致ノ附帶決議ニ付キマシテ、政府
ノ御所見ヲ承リタイト思フノデアリマスガ、
今念ノ爲ニ委員長ヨリ簡單ニ項目ダケヲ申
上ゲテ置キマス、第一點ハ映畫國策樹立ノ
件デアリマス、第二點ハ國立映畫研究機關

ヲ設置セヨト云フ件デアリマス、第三點ハ
輸出入映畫ノ檢閱ノ統制ニ付キマシテ、内
務、外務、大藏、其ノ他各省ノ輸出入映畫
ニ關シマシテ、一元的ニモツト檢閱ノ擴充
業務、外務、大藏、其ノ他各省ノ輸出入映畫
デ結構デアルト存ジ、満足ノ意ヲ表スルノ
ト要シマスルガ、登錄ニ依リマシテ自由ヲ
害サレナイヤウニ、即チ甲會社ニ登錄サレ
タ者ガ乙會社ニ行ク時ニハ甲會社ノ許諾ヲ
得ナケレバ行カレナイト云フヤウナコトノ
ナイヤウニ、又「ニュース・カメラマン」ハ一
「ニュース・カメラマン」トシテヨリモ新聞記
者トシテ、サウ云フコトニ依ツテ面目ヲ傷
ツケラレナイヤウニト云フ問題ト、十四歳
未滿ノ者ニ對シテハ、保護者ガ隨イテ行ケ
バ入レテモ宜イデハナイカト云ツタヤウナ
意味ノ善處方デアリマス、第六點ハ非常ニ
金ヲ掛ケタモノガ上映禁止ニナツタ場合、
映畫委員會ノ議ヲ經テ何カ途ヲ開ク、訴願
或ハ再檢閱ト云ツタヤウナコトハ出來ナイ
カト云フヤウナ六點ニ付キマシテ、附帶
決議ガ附サレテ居リマス、之ニ付テ政府ノ
御所見ヲ御願致シマス

○木戸國務大臣 政府ハ只今福田委員ノ御
述ベニナリマシタ附帶決議ノ御趣旨ヲ尊重
致シマシテ、映畫行政ノ運用ニ適正ヲ期シ
○星島委員長 起立總員、仍テ本案ハ可決
致サレマシタ(拍手)連日ノ熱心ナル御討議
ニ對シマシテ、厚ク感謝致シマス、之ヲ以
テ本日ハ散會致シマス、明日ハ午後一時カ
ラ著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案
ノ審議ニ移リタイト思ヒマス
午後五時二十四分散會

衆議院映畫法案委員會議錄第四回	
正誤	中正誤

昭和十四年三月十八日印刷

昭和十四年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局